

令和 7・8 年度 竹富町建設工事入札参加資格審査申請手続要領
(随時受付)

令和 7・8 年度に竹富町の発注する建設工事等に入札参加を希望する者は、以下の要領を参照のうえ資格審査申請書を提出して下さい。

1. 入札参加資格の有効期間

令和 7・8 年度の名簿登録の日から次期名簿登録の日の前日まで。

2. 入札参加資格

次の(1)から(6)までのすべてを満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 営業を開始して 1 年以上の者であること。
- (4) 申請する業種について、経営事項審査を受けていること。
- (5) 申請時において、納付すべき市町村税等に滞納がないこと。
- (6) 竹富町暴力団排除条例（平成 23 年竹富町条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3. 留意事項

- (1) 入札参加資格審査申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 入札参加資格申請若しくは、添付書類の重要な事項について虚偽の記載や重要な事実について記載しなかったとき。（登録後に判明した場合も含む。）
 - ② 技術者や従業員の登録で、業者間に重複登録が見られたとき。
 - ③ 今回の申請内容について登録期間中に変更があった場合、本町に変更届を提出しないとき。特に技術者の変更（退社）に関して長期間届出がない場合は悪質と見なされ登録取り消しの可能性がありますので、速やかに届出を行うこと。
 - ④ 審査のため事務所の実態調査や不備書類の要求に応じないとき。
 - ⑤ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- (2) 入札参加資格の格付け及び名簿登録が完了しても、**経営規模等評価結果通知書の有効期限（審査基準日より 1 年 7 ヶ月）が切れた場合には、入札参加資格がないこととなります。**毎年経営事項審査を受けた後、県からの経営規模等評価結果通知書の写しをその都度、変更届と一緒に提出して下さい。ただし、年度途中で経審結果が変更になった場合、年度途中の格付け変更及び総合評定値（P 点）の変更は行いません。

- (3) 申請内容の変更（登録後も含む。）及び許可事項の更新等が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出して下さい。特に**許可期限切れの場合は、名簿登録はあっても入札参加資格はありません**ので注意して下さい。
- (4) 土木工事業及び建築工事業の A ランクに格付けされるものは、特定建設業の許可を受けていることが条件になります。
- (5) 新規参加（登録）者は、客観的事項の審査（経審の総合評定値（P 点））に竹富町独自の審査基準に基づき算出された値を加えた総合評点によるランクの 1 等級下位、又は最下位の等級に位置づけられます。
- ※ 新規参加者とは、**令和 5 年度・令和 6 年度**に竹富町に入札参加資格登録がなかった者のことです。
- (6) 格付けされる工事業種については、格付け基準の見直しにより、前回より下位に格付けされる場合もあります。
- (7) 継続申請者の昇格限度は、前回（**令和 5 年度・令和 6 年度**）の格付け等級より 1 等級上位までとなります。
- (8) 申請する際の事業所（本店・支社・支店・営業所等）は、少なくとも次の各号の要件を備えていることを条件とします。
- ① 契約・見積・入札等について実質的な業務が行えること。
 - ② 看板及び建設業法で定める標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
 - ③ 本町からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ※ 以上の要件が満たされていない場合、前回登録のあった者の継続申請であっても、登録できない場合があります。

4. 申請の方法

(1) 受付期間

令和 7 年 1 月 4 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）（閉庁日を除く）

※郵送の場合締め切り日、消印有効

(2) 受付方法

① 郡内業者（竹富町内及び石垣市内に主たる営業所（本店・支店等））については、持参、又は郵送による受付とします。

② 郡外業者（県内・県外）は、郵送による受付とします。

※郡内在住者で行政書士等の代理持参は可とします。

(3) 受付場所及び郵送提出先

① 受付場所 竹富町 総務課

② 受付時間 午前 9 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時 30 分～午後 4 時

※申請書の記載内容について説明できる方が持参すること。

③ 郵送提出先

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地の 1

竹富町 総務課 入札参加資格審査係 宛

(注意事項)

1. 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。(レターパック、書留等)
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 訂正がある場合は再提出が必要となりますので、早めに提出してください。
4. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書(副)に受付印を押印し返却しますので、返信先を記入し切手を貼付した返却用封筒又はレターパックを同封してください。

※申請書類一式(副)を返却の場合はレターパックを同封してください。

(4) 提出書類

- ① 竹富町建設工事入札参加資格審査電算入力票
- ② 竹富町建設工事入札参加資格審査申請書(第1号様式)
- ③ 技術員有資格者名簿(資格証等の写し添付)(第2号様式)

※令和7年1月1日現在で在籍する常勤の技術者

- ④ 工事経歴書(様式第3号)
- ⑤ 直前3年の各事業年度における工事施行金額(様式第4号)
(個人にあっては年度の区分を1月から12月までとし、法人にあっては定款又は会社で定める事業年度による。)
- ⑥ 委任状(支店、営業所等に委任する場合)(様式第5号)
- ⑦ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し
- ⑧ 建設業許可通知書の写し
- ⑨ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
- ⑩ 登記簿謄本(全部事項証明書)の写し
- ⑪ 納税証明書(3カ月以内)
 - ・市町村民税納税証明書(町内に本店、営業所等がある業者は町の証明書添付)
(固定資産税、法人町民税、軽自動車税)
 - ・県税納税証明書(法人(個人)事業税及び法人(個人)県民税)(写し可)
 - ・国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)(写し可)
- ⑫ 印鑑証明(原本)
- ⑬ 返信用封筒 84円切手を貼付し、宛名記入のこと。

※申請書類一式(副)を返却の場合はレターパック

(5) 提出要領

- ①から⑫の書類をインデックスで表示し順序よく並べてA4ファイル(色は自由)に綴じ込んで提出すること。尚、ファイルの表と背表紙に会社名を記入してください。

※A4ファイルと併せて提出書類全てのスキャンデータ（PDF）をCD-R等にてご提出下さい。

- (6) 提出部数 A4ファイル1部、提出書類一式のスキャンデータ
- (7) 審査手数料 無料
- (8) 結果通知 審査結果については、審査終了後申請者に通知します。

5. 申請後の変更届について

入札参加資格審査申請以後において、下記事項に変更があった場合は「入札参加資格審査申請後変更届出書」に添付書類を添えて速やかに提出して下さい。

	変 更 事 由	添付（確認）書類
①	商号及び所在地の変更	登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
②	代表者の変更	登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
③	支店（所在・名称）の変更	登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
④	代理人の変更	委任状、使用印鑑
⑤	建設業許可の変更・更新	建設業許可通知書(写し可)
⑥	建設業の廃業	建設業の廃業届出書(写し可)
⑦	経営事項審査結果通知書	経営規模等評価結果通知書(写し可)
⑧	電話番号・FAX番号	変更届
⑨	合併・営業譲渡等による事業の継承	合併・営業譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書(写し可)

※ 経営規模等評価結果通知書及び建設業許可の期限が切れた場合には、竹富町発注の建設工事等競争入札に参加することができなくなりますので、注意してください。

【申請についての問合せ及び提出先】

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1
竹富町役場 総務課
電話 0980-83-1149（直通）